

中国労災病院 医療安全管理指針

1 医療安全管理に関する基本的な考え方

患者が望む「良質な医療」の根幹をなすものが「安全な医療」であることを前提に、患者中心の良質な医療を提供するために、個人レベル・組織レベルで医療安全に取り組む。

2 医療安全管理対策の組織

1) 医療に係る安全管理を適切に行うため、以下の体制を整備する

医療安全総括責任者の配置

医療安全管理者の配置

各職場に医療安全対策責任者の配置

医療安全管理室の設置

患者相談窓口の設置

2) 医療安全のための委員会の設置・運営

3 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

全職員を対象に、医療安全対策の基本的な考え方や具体的方策について周知徹底するとともに、職員一人ひとりの医療安全に対する意識の向上を図る。

1) 全職員を対象に医療安全管理のための研修を2回以上/年開催

2) 新採用者に対する研修

4 医療安全確保のための改善に関する基本方針

1) 医療安全対策規程および医療安全に係るマニュアルの作成と適時見直し

2) インシデント・アクシデントレポートの集計、分析、検討、対策、周知対策

5 医療事故発生時の対応に関する基本方針

1) 医療事故が発生した際には、医師・看護師のみならず関連する部門が集結して速やかに最善の治療を行う。

2) 患者さんおよび家族には事実関係に基づき誠意をもって説明を行う。

6 医療従事者と患者さんとの間の情報の共有に関する基本方針

この指針については、院内掲示および当院ホームページに掲載するものとする。

7 患者さんからの相談への対応に関する基本方針

患者さんや家族からの相談・苦情については、「患者相談」窓口を設置し、相談内容に応じて適切な部門と連携をとり、病院全体で対応する。

平成 29 年 4 月 1 日 作成

令和 5 年 5 月 1 日 改訂